

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 【平成30年度決算分】

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、平成30年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、1億5,087万2千円となり、以下の事業に充当しています。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策費	43,721	21,934		1,139	20,648	150,872
	障害者地域生活支援事業	25,777	9,585			16,192	
	障害福祉サービス等給付事業	495,985	417,844			78,141	
	養護老人ホーム入所者援護費	246,311			37,644	208,667	
	教育・保育施設措置費	877,969	560,630		41,794	275,545	
	子ども医療費助成事業	60,133	12,305			47,828	
	児童扶養手当支給事業	106,750	35,493			71,257	
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	6,389	3,033			3,356	
	生活保護費	405,355	302,218		1,692	101,445	
						0	
					0		
	小計	2,268,390	1,363,042	0	82,269	823,079	
社会保険	保険基盤安定繰出金等	164,498	123,374			41,124	150,872
	介護保険特別会計繰出金	431,068	5,342			425,726	
						0	
	小計	595,566	128,716	0	0	466,850	
保健衛生	感染症予防事業	22,215				22,215	150,872
	病院事業費	235,000				235,000	
	がん検診事業	11,509			2,507	9,002	
						0	
	小計	268,724	0	0	2,507	266,217	
合計		3,132,680	1,491,758	0	84,776	1,556,146	150,872

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。